

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(土日が休日に逢
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇ 告 示

被爆者一般疾病医療機関の指定

農業振興地域整備基本方針の変更

飼料の分析検査の概要

旧慣使用林野整備計画の認可

保安林予定森林

解除予定の保安林

土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可

基本測量の実施

河川の産出物の指定についての告示の廃止

◇ 公 告

高圧ガス製造保安責任者試験等の実施

◇ 正 誤

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例中訂正

昭和五十一年三月鳥取県告示第二百四十九号中訂正

昭和五十一年三月鳥取県告示第二百五十号中訂正

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十一年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十一年三月鳥取県条例第十一号）中次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 別表第一の改正規定中第一種県営住宅の表の米田第一団地、末恒第四団地及び米田第二団地に関する部分 昭和五十一年四月十日

二 別表第一の改正規定中第一種県営住宅の表の余子第三団地に関する部分 昭和五十一年四月十五日

三 別表第一の改正規定中第一種県営住宅の表の青木第四団地、第二種県営住宅の表の西品治第一団地及び西品治第二団地並びに別表第二の改正規定中西品治第一団地及び西品治第二団地に関する部分 昭和五十一年四月二十六日

四 別表第一の改正規定中第二種県営住宅の表の高山第一団地及び高山第二団地並びに別表第二の改正規定中高山第一団地及び高山第二団地に関する部分 昭和五十一年五月十日

五 別表第一の改正規定中第一種県営住宅の表の余子第四団地及び緑が丘第四団地並びに別表第二の改正規定中緑が丘第四団地に関する部分 昭和五十一年五月二十五日

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

米田

を

米田第一

に、

余子第二 一五、四九〇円

を

余子第二	一五、四九〇円
末恒第四	二〇、八〇〇円
米田第二	一八、七〇〇円
青木第四	二一、四〇〇円
余子第三	一九、二〇〇円
余子第四	一九、六〇〇円
緑が丘第四	一八、七〇〇円

に改め、同表の第二種県営住宅の表中

に、

伯南 一一、六三〇円

を

伯南	一一、
西品治第二	一七、
高山第二	一四、

西品治	高山
-----	----

を

西品治第一	高山第一
-------	------

に改める。

六三〇円	七〇〇円	二〇〇円
------	------	------

附則

この規則は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 別表の改正規定中第一種県営住宅の表の米田第一団地、末恒第四団地及び米田第二団地に関する部分 昭和五十一年四月十日
- 二 別表の改正規定中第一種県営住宅の表の余子第三団地に関する部分 昭和五十一年四月十五日
- 三 別表の改正規定中第一種県営住宅の表の青木第四団地並びに第二種県営住宅の表の西品治第一団地及び西品治第二団地に関する部分 昭和五十一年四月二十六日
- 四 別表の改正規定中第二種県営住宅の表の高山第一団地及び高山第二団地に関する部分 昭和五十一年五月十日
- 五 別表の改正規定中第一種県営住宅の表の余子第四団地及び緑が丘第四団地に関する部分 昭和五十一年五月二十五日

告示

鳥取県告示第二百六十四号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、補爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規

定により告示する。

昭和五十一年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	名称	所在地
昭和五十一年四月五日	西田内科	倉吉市塚町二丁目 九六二一三
〃	伊藤医院	東伯郡北条町大字江北八三

鳥取県告示第二百六十五号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第五条第一項及び農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十年法律第三十九号)附則第二項の規定に基づき、農業振興地域整備基本方針を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律第五条第二項及び農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第二項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第四条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部農政課及び各地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第二百六十六号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一

条第一項の規定に基づき、昭和五十一年二月に収去した飼料の分析検査の概要を同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月九日

鳥取県知事 平 林 三

登録飼料

製造事業場の所在地及び名称	登録番号	検査結果					収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん白	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	要注意検出物 その他	
福岡市東区東浜2丁目7番12号 河田飼料株式会社 福岡工場	74TF第24号	18.0 19.0	5.0 8.1	4.0 2.1	7.0 5.2		昭和51年2月2日 米子市二本木 山陰食糧株式会社 飼料基地
ナルカ印プロイラー肥育後期用完全配合飼料	ハイプロイラー・G	22.0 23.6	4.5 7.7	4.0 2.6	7.0 5.6		
ナルカ印プロイラー肥育後期用完全配合飼料	ハイプロイラー・S	17.0 20.0	5.0 8.2	4.0 2.2	7.0 5.0		
姫路市飾磨区細江浜万才1290	74TF第60号						昭和51年2月20日 東伯郡東伯町徳万
アミノ飼料工業株式会社姫路工場	71TE第6号	23.0 25.2	4.0 7.6	5.5 2.2	8.5 6.8		東伯町農業協同組合
味えき完全配合飼料、専用種プロイラー	71TF第14号	18.0 19.8	5.0 7.7	5.5 2.8	9.0 5.5		
味えき完全配合飼料専用種プロイラー	71TF第14号						
神戸市葦合区小野浜町9番50号	75BB第10号	16.0 17.5	4.0 5.8	5.0 2.2	8.0 5.2		昭和51年2月20日 東伯郡東伯町徳万 東伯町農業協同組合
日清製粉株式会社神戸飼料工場							
日清印子豚育成用完全配合飼料	ハイベツゾグ30						

日清印テロイラー肥青後期用完全配合飼料 ヌーバーマツシュ	71TF第17号	17.0 18.9	6.0 6.9	5.0 2.6	8.0 5.3					
日清印子豚育成用完全配合飼料 ハイビツグ70	75BB第12号	16.0 17.4	2.5 4.3	5.0 3.0	8.0 6.0					
倉敷市水島海岸通3丁目3番地 丸紅飼料株式会社 水島工場 ワルベニ印完全配合飼料 乳牛3	69UE第2号	13.0 13.5	1.0 2.4	11.0 5.7	10.0 7.5					昭和51年2月20日 東伯郡東伯町大字保 大山乳業農業協同組合
小野市泰田町冲中曾根398の2 全国酪農業協同組合連合会関西飼料工場 乳牛用完全配合飼料 全酪1号	72UE第71号	13.0 14.7	2.0 3.1	10.0 5.7	10.0 8.1					昭和51年2月20日 東伯郡東伯町大字保 大山乳業農業協同組合
横浜市戸塚区舞岡町半屋敷520 全国酪農業協同組合連合会 横浜飼料工場 全酪連完全配合飼料 は乳期子牛育成用カーフトップア	69UA第7号	26.0 28.5	10.0 11.1	1.0 0.1	8.5 8.0					

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。
 以上」をフイツシュエソリエル吸着飼料については「以下」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。
 収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造
 事業場において収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称	表示区分	検 査				結 果			収去年月日その他 特記すべき事項
		粗たん 白	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	検 査	出 物	その他	
境港市渡町1.282番地 九三飼料製造所 飼料用魚粉	票	53.0 54.5	13.2	0.1	30.0 18.8				昭和51年2月12日
境港市栄町117 柏木精麦製粉所 庄ペソ麦		9.8	1.8	2.1	1.7				昭和51年2月12日
ばん碎麦		9.9	2.5	5.5	2.6				
倉敷市水島海岸通3-2 日本興油株式会社 飼料用脱脂大豆		46.1	0.5	5.6	6.0				昭和51年2月20日 東伯郡東伯町大字保 大山乳業農業協同組合
神戸市長田区駒ヶ林南町1番102号 日本配合飼料株式会社 神戸工場 乳牛用大山ペソット	表	17.0 18.1	1.5 3.6	12.5 8.8	10.0 7.9				
小野市秦田町字沖中曾根898の2 全国酪農業協同組合連合会 関西飼料工場乳牛用完全配合飼料 大山号	表	16.0 17.3	2.0 2.5	10.0 6.5	10.0 8.2				昭和51年2月2日 米子市上福原658番地1 鳥取県酪農業協同組 合連合会
全酪連ゴールドカーフ特	表	20.0 21.4	2.0 2.3	6.5 4.4	8.0 7.3				

玉野市築港5963番地 加藤製油株式会社 岡山工場 カトウ乳牛用配合飼料 カウエース	表	14.0 15.7	1.5 3.0	16.0 9.8	13.0 9.6				
濃厚混合穀	表	11.5 12.0	1.0 3.9	11.0 9.7	10.0 10.0				
加古川市平岡町土山192の2 明治飼糧株式会社加古川工場 乳牛完全配合飼料 大山号搾乳用	表	19.0 19.9	1.5 2.4	11.0 6.1	10.0 8.0				

〔備考〕 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を付した飼料を、「票」とあるのは任意に成分票を付した飼料を、空白はそれら以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄は「以上」を示し「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。検出物「法第15条の2に関するもの」の欄中上段は混入物の表示上の混入割合を示し、下段は分析結果の混入割合を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第二百六十七号

江府町長から申請のあつた日ノ詰地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二條第一項の規定に基づき、昭和五十一年四月六日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百六十八号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 保安林予定森林の所在場所
岩美郡岩美町大字小田字東南谷五一三から五一六まで、五一八から五

二〇まで、字西南谷五二一の一、五二一の二、五二二から五二七まで、五二九から五三四まで、五三七、字南谷五三五、字吹谷四〇一の次一から四〇一の次三まで、四〇二の次一、字曲り坂九五の次五、九五の次六、字ゴフロ四九四、四九六、四九六の一、四九七、四九八、四九八の一、四九八の二、四九九の一、四九九の二、字郷路四一七、四二六の次一、四九七の次一から四九七の次三まで、四九七の次五、四九八の次一、字ウトフ谷五八四、五八四の一、五八五

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百六十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡中山町大字羽田井字下イノコ堀り一四二四の一、一四二四の二

(以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百七十号

昭和五十年十二月二十五日付けで大山北部土地改良区から申請のあつた土地改良(国信地区は場整備)事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年四月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場及び西伯郡大山町所子五八六番地の一 大山北部土地改良

区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百七十一号

昭和五十一年三月五日付で大栄町から申請のあつた土地改良(中橋地区農道補装)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年四月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百七十二号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(下味野地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年四月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百七十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(基準点測量及び一等水準測量)

二 作業期間

昭和五十一年四月十二日から昭和五十一年八月十日まで

三 作業地域

佐治村、河原町、用瀬町、関金町、鳥取市

鳥取県告示第二百七十四号

昭和四十年四月鳥取県告示第八十号(河川の産出物の指定について)

は、廃止する。

昭和五十一年四月九日

鳥取県知事 平 林 三

公 告

高压ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和51年度上期高压ガス製造保安責任者試験及び高压ガス第二種販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和51年4月9日

鳥取県知事 平 林 三

1. 期日

昭和51年5月30日

2. 場所

鳥取市及び米子市

3. 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試験科目	時間
高压ガス取締法に係る法令	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術（特別試験科目を申請し	9時30分から10時30分まで
		10時45分から12時15分まで

丙種化学責任者免状に係る試験

た者にあつては、高压ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術)

液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学（特別試験科目を申請した者にあつては、高压ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学）

13時から15時まで

第三種冷凍機械責任者免状に係る試験

高压ガス取締法に係る法令
冷凍のための高压ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術

9時30分から10時30分まで
10時45分から12時15分まで

第二種販売主任者免状に係る試験

高压ガス取締法に係る法令
液化石油ガス法に係る法令
液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術

9時30分から10時30分まで
10時45分から11時45分まで

〔備考〕 特別試験科目とは、高压ガス製造保安責任者試験及び高压ガス販売主任者試験規則（昭和41年通商産業省令第54号）第6条第2項に規定する「特別試験科目」をいう。

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課、鳥取県LPガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のもので、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。

(4) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し(高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。)

5 手数料及びその納付方法

(1) 手数料

丙種化学責任者免状に係る試験及び第三種冷凍機械責任者免状に係る試験 1,400円

第二種販売主任者免状に係る試験 1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

頁 設

十四 玉津字牛房田

誤

十五 上

玉津字坂ノ前の全域並びに字地玉津井田二四八の二の一部、二五二の四、二五三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

昭和51年4月12日から昭和51年4月24日まで

7 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) 試験の結果は、合格者に通知する。

(3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

正 誤

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十一年三月鳥取県条例第七号)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁

誤

正

五

鐵道百キロメートル以上三百キロメートル未満

鐵道百キロメートル以上三百キロメートル未満

昭和五十一年三月鳥取県告示第二百四十九号(字の区域の新設等について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

正

玉津字牛房田

玉津字坂ノ前

玉津字坂ノ前の全域並びに玉津字地井田二四八の二の一部、二五二の四、二五三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

昭和五十一年三月鳥取県告示第二百五十号(土地改良法による換地処分について)中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
十五 上 終わりから一 項 鴻

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。】